

岩手県告示第164号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づく次の区域に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定を廃止する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 三本松
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号と15号を結んだ線、標柱1号と22号を結んだ線及び標柱15号から22号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
陸前高田市	気仙町	三本松	50番6 50番1 14番 13番 21番 31番1	標柱1号及び15号 標柱16号 標柱17号から19号まで 標柱20号 標柱21号 標柱22号